

カジノ管理委員会規則及び国土交通省令に関する提言及び意見

1. カジノ管理委員会規則に対する提言案

No.	項目	IR 整備法 条文番号	内容
1	カジノ行為 の種類	2条7項	<p>2条7項において「海外において行われているこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼を確保し、及びその理解を得る観点から我が国においても行われることが社会通念上相当と認められるものとしてその種類及び方法をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。」と規定されています。</p> <p>顧客間のポーカーやポーカートーナメントを含めて、シンガポールやラスベガスで行われているものは広く認めることをご検討ください。</p> <p>「カジノ行為」の範囲（種類及び方法）について、日本はカジノを後発的に導入しており、新規に導入するカジノ行為の許容範囲が狭い場合、諸外国のカジノ施設との顧客獲得競争に負けてしまうこととなります。また、カジノ行為は、代表的なゲームを派生させて、新たに生まれるものもあります。そこで、許容される範囲については、固定することなく、カジノ管理委員会管理の元、柔軟に追加・変更することが可能となるような規定方法を要望します。</p> <p>また、日本において新しい種類・方法のカジノ行為の試行・開発も可能とする方策も認める例外規定を要望します。</p>
2	認可主要株 主等の基準	2条12項	<p>2条12項における「カジノ管理委員会規則で定める議決権等」は、銀行法2条11項の「その他内閣府令で定める議決権」と同様に、同法施行規則1条の3第1項各号に列挙されているものが規定される予定かを確認させて下さい。</p> <p>投資事業有限責任組合の有限責任組合員であって、議決権を行使できず、議決権行使について無限責任組合員に指図できない場合（銀行法施行規則1条の3第1項3号）や②民法の任意組合の非業務執行組合員であって、議決権を行使できず、議決権行使について非業務執行組合員に指図できない場合（同項第4号）、5%以上の配当を受けている場合であっても</p>

			<p>対象とならないという理解でよろしいでしょうか。それとも、対象となり得ると考えることがいいでしょうか。</p> <p>また、外国のリミテッドパートナーシップは、組合財産がジェネラルパートナー（GP）に専属的に帰属しておらず、リミテッドパートナー（LP）とともに組合財産を共有している場合には、たとえ、LPが議決権行使の指図ができず、議決権行使についてGPに指図できない場合であっても、銀行法施行規則2条の3第5号に基づき、金融庁長官の承認を要するものと解されています。カジノ管理委員会規則においても同様の定めがなされる予定か確認させて下さい。</p> <p>参考：</p> <p>【「平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（平成26年3月31日付け）「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」12番】</p> <p>「外国の法令に基づいて設立された団体であって、銀行法施行規則第1条の3第1項第3号及び第4号に規定する組合（投資事業有限責任組合・民法組合）に類似するものの構成員となり、その財産として取得し又は所有する株式等については、同項第5号の規定に基づき、同項第3号及び第4号に準ずる株式等として金融庁長官の承認を受けた場合には、同項第3号及び第4号に掲げる株式等と同様、その株式等に係る議決権は、保有する議決権に含めないこととされます。」</p>
3	特別の関係	2条12項	<p>2条12項における「カジノ管理委員会規則で定める特別の関係」については、金融商品取引法27条の2第7項の「株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者」と同様に、同法施行令9条1項各号（個人）・2項各号（法人）に列挙されている者が規定される予定かを確認させて下さい。</p>
4	認可施設土地権利者	2条16項	<p>2条16項に、「この法律において「認可施設土地権利者」とは、特定複合観光施設区域の土地に関する所有権若しくは地上権その他カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（第四十条第一項第十一号及び第五章において「施設土地に関する権利」という。）を保有する者（国、地方公共団体及び第十</p>

			<p>条第二項に規定する認定設置運営事業者等を除く。以下「施設土地権利者」という。) であって、第百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けているもの又は同条第一項の認可を受けて設立されるものをいう。」と定められています。</p> <p>当該「カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利」とは、「賃借権」及び「使用貸借権」を想定しているのか確認させて下さい。</p>
5	カジノ管理委員会規則で定める書類	40条2項15号 58条2項4号	40条2項15号の「前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類」及び58条2項4号の「前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類」における、「カジノ管理委員会規則で定める書類」には、米国において役員や主要株主に記載・提出が求められている Multi Jurisdictional Personal History Disclosure Form のようなものが添付書類として規定されることが想定されるという理解でよろしいでしょうか。
6	背面調査の深度	41条1項2号 60条1項1号 94条1項1号 101条1項1号 116条1項等	背面調査については、組織関係、調査の対象となる者の権限や役割、対象となる業務の内容等のリスクのレベルに応じて、調査の深度が異なることが想定されます（例えば主要株主と委託契約先や金融機関の役員とでは相当程度深度が異なると理解しております）が、それぞれの背面調査の内容及び深度の概要だけでも示して頂けないでしょうか。諸外国を見ても、当局側にある程度裁量を持たせているのは理解しておりますが、概要だけでも示して頂けると IR への参入を検討している関係者の意思決定を促進させることにつながります。
7	カジノ行為の床面積	41条1項7号	41条1項7号では、「申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。」と定められています。 <p>「カジノ管理委員会規則で定める部分の床面積」からは、平</p>

			<p>成 29 年 7 月 31 日の「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～「観光先進国」の実現に向けて～」41～42 頁のとおり、「顧客の通路や飲食スペース等」を含まないことを要望します。</p> <p>シンガポールの CASINO CONTROL (CASINO LAYOUT) REGULATIONS 2009 と同様に、同規則に規定される補助エリア (ancillary area) (以下) は床面積に含まれないこととしていただきたい。</p> <p>(a) 当局が随時指定するカジノ施設のいかなる部分においても、その最大面積が制限を超えてはならない主要な通路</p> <p>(b) バックハウス施設</p> <p>(c) 受付または情報カウンター。</p> <p>(d) 飲食物の提供または消費のために指定されたエリア</p> <p>(e) 小売店</p> <p>(f) パフォーマンスのために指定されたエリア</p> <p>(g) 美的または装飾的なディスプレイに指定されたエリア。</p> <p>(h) 階段、階段の踊り場、エスカレーター、リフト、リフトロビー</p> <p>(i) トイレ</p> <p>(j) カジノ施設の境界を定義する場合、またはカジノ事業者の導入で許可する場合において、ゲーミングの実施またはプレイ、または当局としてのゲームピットとして使用することを意図していないその他の領域</p>
8	カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更	48 条 1 項	<p>48 条 1 項の「カジノ事業者は、次に掲げる事項の変更（第三号※に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。」と定められています。</p> <p>※第 3 号 カジノ施設の構造若しくは設備（当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、専らカジノ施設供用事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。）又はこれらの管理方法</p> <p>海外カジノとの競争力を損なわないため、柔軟な取り扱いを要望します。</p>

9	カジノ施設 利用約款	54条1項5号	54条1項5号における「前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項」の「カジノ管理委員会規則で定める事項」には、IR整備法112条各号に列挙するカジノ施設の利用の禁止又は制限がされている者に該当しないことの表明確約書の取得に関する事項が該当するのをご確認させて下さい。
10	株主の社会的信用確保	64条1項	社会的信用を確保しつつ、上場や社会的信用上問題のない自然人・法人にかかる議決権の保有・譲渡が妨げられないようにすべきだと考えます。カジノ管理委員会規則で定める措置として、カジノ事業者の上場は譲渡制限がついた種類株式を想定しているのでしょうか。
11	日本版 MICSの早期確立	67条2項	第67条第2項に定める「適正かつ確実に集計することができる集計方法としてカジノ管理委員会規則で定める方法」に関して、米国NV州においては、カジノ行為粗収益（GGR）を正確に集計するために、カジノ事業者が最低限順守しなければならない内部統制（Minimum Internal Control Standards; MICS）が確立されています。日本においても同趣旨を達成するために、NV州のMICSを参考にしながら、日本版MICSの確立を早期に行うことが望まれます。また、世界最高水準の規制を設ける日本IRでは、その他の有害な影響を徹底的に排除するために、日本版MICSではGGRの正確な計算のみならず、その他の①マネーロンダリング対策、②責任あるギャンブリング対策、③入場規制などをカバーできる統制内容にすべきだと考えます。
12	入場規制	69条2号	入場規制の対象として、第41条第2項第2項イ(8)に定める「暴力団員」が含まれますが、入場時のチェックが適時に行うことができず結果としてカジノ施設への入場を許してしまった場合についても、故意や重過失がない限り、判明時に適時に排除をすれば罰則の対象とならないことを要望します。
13	委託等の契約の認可	95条1項	同項では、1～4号でIR区域内のほとんどの業務がカバーされていますが、この認可について合理的に柔軟な運用をお願いしています。5号の期間又は金額は、それぞれできるだけ長い期間又は多くの金額とすることをご検討ください。

14	委託等の契約の認可の申請	96条2項4号	4号の書類は、94条2号関係を裏付けるものは別として、委託等の契約内容関係は、過度に求めるべきではないと考えます。
15	契約の届出	99条	95条1項各号に掲げる契約以外の契約で、カジノ事業以外の事業に係るものは、基本的には「カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす」と考えるべきではなく、従って99条1号で定める契約に含めるべきではないと考えます。また、2号についても、業務の種類、金額等で運用上その対象を合理的に限定すべきだと考えます。
16	再委託	100条1項	規定ぶりから明らかですが、再委託の許諾の認可が必要なのは93条関係だけで、95条関係は不要であることを確認させてください。
17	チップの交換禁止や持ち出し禁止規制	104条1項	104条1項において、「カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人（自己と生計を一にする配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）及び当該カジノ事業者を除く。以下この款及び第一百七十五条第一項において同じ。）に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。」と定めがあります。 当該チップの交換禁止や持ち出し禁止規制のエンフォースメント方法について、国として詳細規則やガイドラインを示して頂くことを要望します。
18	フリークーポンやプロモーションナルチップの使用	108条1項	第108条第1項で定める「カジノ行為関連景品類を提供するに当たっては、その内容、経済的価値又は提供方法が最良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当することのないようにしなければならない。」とありますが、この中でフリークーポンやプロモーションナルチップといったそのままでは現金に換金することができない内容についても、カジノ行為関連景品類として認めて頂きたくご提言申し上げます。第73条第6項にてカジノ行為はチップ（「金銭の額に相当する価額を有する者として交付又は付与・・・」）を使用することが定められていますが、フリークーポンやプロモーションナルチップに関しては、この定義

			を満たしているのかはっきりしないため、カジノ管理委員会規則で明らかにして頂きたいと考えております。
19	カジノ行為 関連景品類 (コンプ)	108条2項、3 項	<p>108条2項、3項において、「カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。</p> <p>一 カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した日時</p> <p>二 カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した顧客の氏名</p> <p>三 提供し、又はチップと交換したカジノ行為関連景品類の内容及び経済的価値</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項</p> <p>3 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類について、その内容、経済的価値及び提供方法の適切な把握その他の適正な提供の確保のために必要な措置を講じなければならない。」と定めがあります。</p> <p>当該カジノ行為関連景品類（コンプ）の管理や取り扱い方法に関して、国として詳細な規則やガイドラインを示す予定はありますでしょうか。</p>
20	出入管理に かかる個人 情報の統一 管理	110条	<p>カジノ利用の回数制限をふまえ、第110条で定める「カジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者によるカジノ施設の利用の禁止又は制限」にかかる措置として、カジノ施設の出入管理は全国統一のシステムで行うことをカジノ管理委員会規則で規定すべきと考えられます。また、入場回数の管理を行うにはマイナンバーや旅券等の情報と紐づけて管理する必要があることから、国側のデータベースとも連携を可能にして全体として一元的に管理すべきことをカジノ管理委員会規則にて定めて頂きたいと考えております。</p> <p>これによって、全国合算で入場上限回数を超える入場を確実に抑止することが期待できますが、加えて、顔認証等の生体認証における他の照合も併用することで、反社会的勢力等の入場予防についてさらなる効果が見込まれます。</p> <p>一方、それぞれのカジノ事業者が各々のシステムを用いてス</p>

			<p>タンドアローンで行う管理では、利用客ごとの全国でのカジノ利用回数を管理できないおそれがあります。</p>
21	内部不正・犯罪に向けた措置	110 条	<p>カジノ施設の運用においては、内部者による不正や犯罪の予防が重要であることから、金庫室をはじめとする重要エリアについては、管理者との複数名入室やカードと生体認証による複数システム照合など、内部不正・犯罪等への対策についての規定を義務づけるべきです。また、入退室とカメラの連動など映像とともに入退室情報を保管しておくなど、事務所等のバックヤードにおいても証拠の記録や保存を行うことを義務づけるべきだと考えます。また、将来日本版 MICS を策定するのであればそこにこの内容を含めることもご検討ください。</p>
22	監視カメラに関する措置	110 条	<p>第 110 条では「カジノ施設及びその周辺における監視」を講じることが求められていますが、監視カメラによって監視すべきエリア（たとえば、外部からのアクセスポイントやカジノフロアに加えて、カウンtrルームや金庫室など人間がキャッシュを手で触る場所など）、一定面積に対して必要な数、カメラの性能、記録の保存期間などについて、規定すべきと考えます。また、将来日本版 MICS を策定するのであればそこにこの内容を含めることもご検討ください。</p>
23	カジノ施設へのサーベイランスセンターの設置	110 条	<p>カジノ施設でのイレギュラーな事象に即時かつ適切に対応するため、カジノ施設内に情報集約及び指揮系統の拠点であるサーベイランスセンターを設置することを規定すべきだと考えます。また、将来日本版 MICS を策定するのであればそこにこの内容を含めることもご検討ください。</p> <p>このサーベイランスセンターを設けることにより、単なる画像監視センターとしての機能にとどまらず、CMS（Casino Management Systems）との連携やフロアスタッフとの双方向通信などによって、施設内の状況を把握するとともに、フロアスタッフに対し適切な対処を指示することが可能となります。</p>
24	カジノ施設とその他の施設を統括	110 条	<p>カジノ施設及び「その周辺」における監視及び警備の実施という第 110 条の趣旨を鑑みると、カジノ施設単体のみならず、それ以外の IR 施設も含めて区域全体を一体的に監視できる</p>

	するマネジメントセンターの設置		<p>マネジメントセンターの設置を義務づけるべきだと考えます。</p> <p>ラスベガスやマカオではこのような一括監視管理方式を採用し、カジノエリアの高機能サーベイランスシステムはそのままに、ホテル、MICE、レストラン、劇場、ショッピングモール、駐車場など、リゾート全体の情報をこのセンターにおいて一元的に管理、監視を行っている例があります。</p> <p>この方式には、IR 区域全体の情報を集約することでその対応を適切かつ短時間に行えることや、指揮系統も統一できるといったメリットがあります。</p>
25	警察機関との連携に関する事項	110 条	<p>カジノ施設及びその周辺における秩序の維持のための措置として、カジノ事業者（セキュリティ事業者含む）と警察機関との緊急時の連携に関する事項についても規定すべきだと考えます。</p> <p>たとえば、警察官の立入権限に関する事項、事業者側の通報義務、警察との直通回線の設置などについて規定することが考えられます。</p>
26	IR 施設における警備体制の強化について	110 条	<p>カジノ施設に限らず IR 施設の規模を想定すると、その敷地は広大であることや我が国における高齢化社会、人口減少を鑑みると、警備員の人的不足が懸念されます。</p> <p>このことから、IR 施設における警備事業者の選定については、最新の科学技術を用いるなど、省人化計画が可能であることを規定すべきと考えます。</p>
27	警備・防災等にかかる計画策定	110 条 2 項 2 号	<p>第 110 条 2 項 2 号に定める「前項の措置の実施に関する行為準則の作成」の一つとして、警備計画の策定はもとより、例えばテロ対策マニュアル、防災や BCP にかかる計画策定を義務づけるべきだと考えます。例えば、ネバダ州のカジノ施設においても、同州の法律によって ERP（Emergency Response Plan）、EMP（Emergency Management Plan）、EEP（Emergency Evacuation Plan）を策定する義務を負っています。</p>
28	カジノ施設におけるセキュリティ	114 条 1 項	<p>第 114 条 1 項では、「カジノの行為区画又は本人確認区画の監視」及び「警備」に従事する者についてはカジノ管理委員会の確認を受けなければならないとされていますが、監視及</p>

スタッフの要件			<p>び警備の質を担保するためには、ネガティブチェックのみならず、カジノ管理施設で従事するセキュリティスタッフのレベルについて規定すべきと考えられます。</p> <p>たとえば、カジノ施設におけるセキュリティスタッフのレベルについては一定以上の水準が必要であることから、セキュリティスタッフのレベルを明確に審査・判断するための教育や訓練をカジノ管理委員会規則とは別に定め、本教育・訓練を受けていることを認定制度として設けるなどが考えられます。</p> <p>ラスベガスのカジノ施設では、カジノでのセキュリティに特化した館内配置の把握、語学力の習得などの研修、訓練、教育、実技トレーニングなどを実施しております。</p>
---------	--	--	---

2. 「特定複合観光施設区域整備法第二章の規定による特定複合観光施設区域に関する国土交通省令（仮称）の案」に対する意見

No.	項目	該当ページ数	IR 整備法 条文番号	内容
1	区域整備計画に定める事項の内容	5 ページ II 2 (6) ②	9 条 2 項 8 号	<p>「国際会議場施設における国際会議の開催回数及び展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設における国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催回数の見込み」における「国際会議」及び「国際的な規模の展示会、見本市その他の催し」が想定する具体的な数値（規模）をお示しいただけないでしょうか。</p>
2	区域整備計画に定める事項の内容	5 ページ II 2 (6) ③	9 条 2 項 8 号	<p>経済的社会的効果に関連して、「令第 4 条第 2 号ニに定めるサービスの手配を受けて、観光旅行を行う者の数の見込み」が記載されていますが、IR 事業者又は委託を受けた協力企業が運営するインターネット上のプラットフォームにおいて、事前に、IR 区域内のみならず周辺周遊観光の予約・決済等を終わらせた場合について、送客施設に赴き令第 4 条第 2 号ニに定めるサービスの提供を受けたわけではないものの、経済的社会的効果として捕捉することは可能でしょうか。捕捉できるとすると、それは、送客施設には赴いてはいないが③として捕捉すべきでしょうか。</p>

				か、それとも⑦のバスケットクローズ規定で捕捉すべきでしょうか。
3	区域整備計画の中の記載事項	5 ページ II 2 (6) ①、②、③、④	9 条 2 項 8 号	<p>同概要中の II 2 (6) (計画中に定める数、金額の見込み等) の事項は、社会経済情勢の変動等により事業者・地方公共団体の努力を超えて変動する可能性があります。区域整備計画に記載した見込みが変更する場合、その都度 9 条 8 項等の手続を経て変更申請させるのは、極めて非現実的だと考えます。</p> <p>事業者や自治体が直接コントロール不可能な区域整備計画の記載事項 (例: いわゆるアウトプット項目である、IR への来場者数、観光客数、売上高、利益、経済効果など) については、事業を実施する際に当然変動するものであり、事後評価の対象とすべき事項と考えています。</p> <p>このため、事業者や自治体が直接コントロール不可能な記載事項は、区域整備計画の変更に該当しないことを要望します。</p>
4	区域整備計画の添付書類	6 ページ II 3 (21)	9 条 2 項	<p>「特定複合観光施設区域の整備の推進に向けた地域の関係者の合意形成の促進が図られ、かつ、設置運営事業等の長期的かつ安定的な実施に不可欠な地域の関係者との良好な関係の構築がなされていることを明らかにする書類」とは具体的にどのような書類を想定しているのでしょうか。</p>
5	届出で足りる区域整備計画の変更	7、8 ページ II 4	11 条 1 項	<p>国土交通省令において届出で足りる「軽微な変更」の範囲をできるだけ広く認めるべきだと考えます。特に事業内容の向上 (2 条 1 項の施設拡張、コンテンツ追加など) は、9 条 8 項等の手続を経なくともできるようにすることが適切かつ必要になります。</p> <p>また、IR 事業は、長期間にわたって、安定的で継続的な事業の実施を確保することが必要と考えています。「軽微な変更」にあたるか否かの判断にあたっては、考慮されるべきであり、安定的かつ継続性がより確保されることが想定される変更は、軽微なものにあたるかと判断されることを要望します。</p>

6	認定区域整備計画の軽微な変更	8 ページ II 4 (6)	11 条 1 項	「認定設置運営事業者等の議決権等の保有者の変更のうち軽微なもの」について、軽微かどうかの判断基準を具体的にお示しいただけないでしょうか。
7	区域整備計画に定める事項の内容、認定区域整備計画の軽微な変更	4 ページ II 2 (2) ⑧ イ 7、8 ページ II 4 (5) (6)	11 条 1 項	区域整備計画には IR 事業者の議決権等の保有者の氏名や資産に関する事項等を記載することとされており、株主が変更される場合には、国交大臣への届出又は変更認定の取得が必要になるものと理解しています。仮に、IR 事業者が普通株式で上場した場合には株式が市場で取引され、IR 事業者がこれをリアルタイムに把握することが困難となるが故に、国交大臣への届出等をタイムリーに行うことができない状況が想定されますが、譲渡制限付きの種類株式での上場を想定しているのでしょうか。
8	認定区域整備計画の軽微な変更	7、8 ページ II 4		事業が想定通り進まず、リストラ等を行う場合の対応（例えば、リストラ期間中の一定期間の事業計画の下方修正、再投資の凍結、一部エリアの一時的もしくは季節的な閉鎖等）も軽微な変更に含まれること含めることをご検討頂けないでしょうか。

3. 上記 2 以外の国土交通省令（主に財務関係）に対する提言案

No.	項目	IR 整備法 条文番号	内容
1	区分経理	28 条 2、3 項	<p>法人の経営には、法人全体を対象とするいわゆる管理業務（総務、経理、人事等）があり、一般管理費などセグメント情報の「全社」の区分に該当する費用・資産については、各施設への区分経理の対象から除いて頂きたいです。</p> <p>また、区分経理開示の趣旨を鑑みると、そもそも貸借対照表の区分経理は不要だと考えており、そこも合わせてご検討頂きたいをお願い申し上げます。</p>

4. カジノ管理委員会準備室及び観光庁への税制に関する要望

11月27日に自民党税制調査会小委員会で財務省主税局が配布した「カジノ事業者及びカジノ所得に係る税制上の所要の措置」のような内容は、諸外国のカジノ税制でも例を見ない非現実的なものです。

万が一このような措置が決定されることになれば、カジノ事業そのものが成り立たず、IRが日本で投資・整備されなくなります。

カジノ税制が諸外国の例にならい、常識的なものになるよう要望いたします。

以下に添付した当機構の10月3日付け「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」に関する意見」3-13、4-32、4-33をご参照下さい。

「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」に関する意見（抜粋）

No	項目	内容
3-13	税制について	<p><11 ページ 3～4 行></p> <p>「積立金として積み立てておくことも認められる。」</p> <p>賛成ですが、税制上の対応がなければ機能しません。基本方針案が地域整備計画の認定の更新度に IR 事業の向上等を要求する（例：基本方針案 39 ページ 5～8 行）中で、税制上の対応が必要なものがあると思います。その他にも IR 事業について税制上不明な点の明確化（例：後述 4-32、4-33、カジノの所得が源泉徴収対象でないこと）、特別措置を講じるべき点等について、遅くとも 2020 年には政府として対応していただけるようお願い致します。</p>
4-32	カジノ事業の収益の活用するための税務論点	<p><33 ページ エ></p> <p>カジノ事業の収益の活用するためにはそもそも十分なカジノ収益が必要であり、先行する諸外国において、カジノ事業者にとってはカジノ行為景品類（コンプ）の顧客への提供は、顧客誘致及びカジノ収益の確保のためには必須の実務になっています。そのため、日本 IR においても顧客へのコンプの提供は欠かすことのできない実務になると想定されますが、このコンプが法人所得の計算上で損金不算入として取り扱われるようになると、日本における IR 事業者がコンプを縮小せざるを得なくなり、結果として十分なカジノ事業の収益を見込めなくなります。そのため、コンプの提供は法人所得の計算上で適切に損金算入がなされるような規制になることが望まれます。</p> <p>また、アジアを中心とした諸外国のカジノでは、全ての VIP がローリングチップ（ノンネゴチップ）でプレイしており、ノンネゴチップを使用して顧客のゲーム履歴をトレースし、ディスカウント等のコンプを公正に計算している実務があります。VIP への公平な還</p>

		元により VIP の誘致を促進するため、日本 IR においてもノンネゴチップが使用できるようにする必要があるかと考えます。
4-33	カジノ事業の収益の活用するための税務論点	<p><33 ページ エ></p> <p>カジノ事業の収益であるカジノ行為粗収益は、「資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること」の要件を満たさないことから、消費税法上の不課税として整理して頂くことで十分なカジノ収益の確保に努めて頂くことが望まれます。</p>

また、上記に記載した内容以外にも、カジノ事業に関して、顧客の個人所得税に源泉徴収制度を導入した場合の問題点を以下に記載させていただきます。

	顧客	事業者
居住者	<ul style="list-style-type: none"> 既に GGR に対して納付金として実質課税がされており、過度な課税は IR の国際競争力の観点からも望ましくない 競馬等の既存のギャンブルと比べて、魅力が落ちる 個人の担税力を考慮して課税すべき所得を計算する単位(一定期間の勝ち負けを通算すべき)を定めないと、過度な課税になり、来場意欲が著しく低下する 	<ul style="list-style-type: none"> カジノゲームで個人に支払いをする都度税額を計算し徴収する必要がある 支払調書やその他の法定調書等の作成のため顧客(個人)ごとのデータ・個人情報を収集し管理しなければならず、事務負担と事務コストが膨大になると考える 仮に所得税を事業者が負担する場合にはグロスアップ計算をする必要があり、グロスアップ分の取り扱いについて検討しなければならない
非居住者	<ul style="list-style-type: none"> 既に GGR に対して納付金として実質課税がされており、過度な課税は IR の国際競争力の観点からも望ましくない 租税条約の適用をするために、居住地国において事前に居住者証明書等を取得してから来日する必要がでてくるが、居住者証明書の取得には相当期間かかり、来日意欲は著しく低下する 源泉徴収のないアジア諸国(マカオ、シンガポール)と比べて魅力的でなくなる(特に日本でプレイをする外国人VIPは限りなくゼロに近くなることが予想される) 	<ul style="list-style-type: none"> カジノゲームで個人に支払いをする都度税額を計算し徴収する必要がある 支払調書やその他の法定調書等の作成のため顧客(個人)ごとのデータ・個人情報を収集し管理しなければならず、事務負担と事務コストが膨大になると考える 所得税を事業者が負担する場合にはグロスアップ計算をする必要があり、グロスアップ分の取り扱いについて検討しなければならない。 国内法の適用に対して租税条約が優先となるため、当該非居住者の居住地国との租税条約を確認のうえ、必要に応じて租税条約届出書の提出を事前に求める必要が生じる 多くの租税条約ではその他所得の課税権を非居

		<p>住地国に認めていない。よって、日本において免税とすべき場合が多いが、日本が締結している約74の租税条約の内容を確認し、顧客ごとの適用可能性を確認し、届出書等を作成・提出する等の手間とコストが発生する</p> <p>・租税条約の適用にあたっては、非居住者である顧客がどこの国の居住者であるかに応じて、課税関係が異なり、また上記届出書に添付すべき資料等（居住者証明書）も異なるため、実務的な対応は極めて困難な状況になる</p>
--	--	--

さらに、12月12日に以下の文言を含む令和2年度税制改正大綱が提出されています。

「カジノから生じる所得にかかる適正な申告の確保等の観点から、国内外のギャンブル課税の状況、今後制定されるカジノ管理委員会規則等に基づく詳細な規制の具体化の状況、最新の技術の活用可能性等も踏まえつつ、関連する納税環境の整備について、IR事業の開業に向けて、今後検討する。その際、事業者の事務負担や国際競争力の確保についても考慮する。」

カジノ税制について非常に重要な部分を今後検討することになっていますが、カジノ税制の明確化は潜在的なIR事業者のIRへの参入意思決定に大きく影響を与えることと预料しています。そのため、このカジノ税制の内容の明確化の時期に合わせて、区域認定申請のスケジュールを柔軟に取り扱えるよう配慮することが必要と考えられます。